

平成24年度修士論文・卒業論文概要

王, 爽

足達, 咲希

島崎, 瞳

長友, 理紗

他

<https://doi.org/10.15017/1398572>

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 16, pp.105-133, 2013-09-30. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

施設養護青少年の自立支援に関する一考察

山口 恵穂

(平成 25 年 3 月卒業)

【章構成】

- 序章
 - 第一節 本論文の目的
 - 第二節 本論文の研究方法及び各章概要
 - 第三節 研究対象の設定
- 第一章 児童養護施設の法的根拠
 - 第一節 子どもの権利条約における児童養護
 - 第二節 児童福祉法の変遷
- 第二章 施設養護における自立支援施策
 - 第一節 自立支援の理念
 - 第二節 自立支援計画について
 - 第三節 自立援助ホームの登場
- 第三章 自立支援の実際
 - 第一節 福岡市内児童養護施設職員へのインタビュー調査
 - 第二節 自立援助ホーム職員へのインタビュー調査
 - 第三節 卒園後のアフターケア
 - 第四節 調査結果の考察
- 終章
 - 第一節 本研究の成果
 - 第二節 本研究の課題

【概要】

序章

1997年に改正された児童福祉法は、その理念が「保護」から「自立支援」に転換したといわれる。このとき、児童養護施設の目的に自立支援が加わり、自立援助ホームも法律の中に位置づけられた。これ以降、施策や理念として、自立支援が強調される中で、準備不足のまま社会に出ざるを得ないということがいわれている。児童養護施設で暮らす子どもたちには退所した後、自立して生活を送る上で、人間関係や経済観念、情緒的な問題や生活技術など、様々な問題が生じうる。そして、彼らには多くの場合、頼りにできる家族がいない。家族とともに生活できない子どもだからこそ、社会へ出る時点での差をできるかぎり少なくし、公正なスタートを切るために「自立支援」が必要なのである。

本研究では、児童養護施設と自立援助ホームで自立・自立支援がどのように考えられているのか、また、実際にはどのようなことが「自立支援」として行われているのか明らかにすることを目的とする。その際に、行政が理念的に示す「自立支援」と研究者が解釈する「自立支援」との相違を考察の軸とする。

第一章 児童養護施設の法的根拠

子どもの権利条約と児童福祉法についての先行研究や、法令・通知をもとに、社会の変化とともに変わる児童養護施設の存在意義と課題を整理した。子どもの権利条約では、子どもに対

して、親が最も重要な責任を負いながらも、国は親を助けなければならないし、家庭環境にとどまれない場合には、保護・援助しなければならないことを定めていることから、里親や施設養護が必要であると示した。児童養護施設は元来、養育・保護を目的とした施設だったが、1997年の児童福祉法改正で自立支援がその目的に加わったことから、自立支援においても「子どもの最善の利益」と「意見表明権」の考え方が重要であることを確認した。

第二章 施設養護における自立支援施策

本章では、まず、厚生省の政策文書と先行研究から自立・自立支援の解釈を整理した。その後、児童福祉法改正後の主要な自立支援施策である、自立支援計画について概観した。また、自立援助ホームについて、法制化後の変化を整理した。厚生省はこれまで、「自立」とは、自主性や自発性、自己決定の能力を持ちながらも、必要に応じて社会に援助を求めることができる状態とし、「自立支援」を「総合的な生活力の獲得」を目指すこととしていた。岩崎（2009）が先行研究から抽出した「自立支援」についての3つの知見と、筆者が別の先行研究から整理した「自立支援」の概念を比較検討したところ、「自立の概念が多義的である」こと、「自己選択・自己決定・主体性の保障を重視する」こと、「自立と依存は対立しない」という3項目ともほぼ合致した。さらに「自立」は「課題や目標に向かって生きる力」とも定義できると考察した。その上で、筆者は「自立支援」を、一人一人異なった、置かれている状況や能力を見極める「スタートラインの見極め」と、施設を退所した後も向かっていく、人生の目標や将来の理想の生活としての「ゴールラインの設定」とした。

自立支援計画には、すべての職員と被援助者本人がその策定に関わることで、処遇の継続性・一貫性と課題・目標の理解が深まることが期待されていた。

自立援助ホームは、15歳から20歳の児童養護施設を退所し、または家庭で生活できない児童・青年が共同生活を営み、就労を通して自立を目指すホームであるが、1997年の法制化後、その数が増加しており、補助金や措置費も支給されるようになっている。

第三章 自立支援の実際

本章では、児童養護施設職員及び自立援助ホーム職員にインタビュー調査を行い、職員が考える「自立支援」を明らかにし、行政、先行研究が主張する「自立支援」と職員が考える「自立支援」の対応関係を検討した。さらに、施設在籍中に行われている自立支援と、退所後に行われている自立支援を整理した。

児童養護施設の職員については、これまでの「自立」が経済的な自立に偏重していたが、現在は精神的な自立を重視していることが、インタビュー調査の結果、明らかになった。一方で自立援助ホームの職員は、「自立」を、主体性を持つことや自己決定ができることと捉えており、両者の間には若干の違いがあることを考察した。職員が考える「自立支援」と厚生省や先行研究が主張する「自立支援」の解釈とは重なる部分が多かったが、厚生省がキーワードとする「総合的な生活力」については、その語が厚生省によって具体的に説明されていないことから、実際の自立支援に導入することは難しいようだった。

施設入所中の「自立支援」について、日常生活の中で特別なプログラムはあまり実施されていないようであったが、福岡市内の3つの児童養護施設は合同で自立研修を開催し、自立に向けた意識づけを行っていることを提示した。退所後のアフターケアについては、児童養護施設、自立援助ホームとも、何か相談があれば対応するという姿勢であることを示した。

終章

本研究の成果は、福岡市の児童養護施設の職員は「自立」について、これまでは経済的な自

立、働いて自らの生活基盤を持つ「自活」と似たようなイメージを持っていたが、研修を受けることや実際の処遇を進める中で精神的自立の重要性、必要性を感じており、一方で、自立援助ホームの職員は主体性や自己決定の力をつけると捉えていたことを明らかにした点である。また、入所者の実態や施設の状況に応じて、「自立支援」の中で重視する部分は異なっていた。さらに、児童養護施設入所中の「自立支援」はプログラムとして行われることは少なく、日常の生活の中で、自立に向けた準備をするという姿勢が明らかになった。

ところで、本研究は、児童養護施設や自立援助ホームを対象としたため、情報の入手が難しいことに研究上の限界が生じた。インタビュー調査も2つの児童養護施設の職員各1名と自立援助ホームの職員1名の計3名であり、得られた結果を一般化することはできないと考えている。今後の課題としては、現在施設に入所している被援助者や退所者がこれまで、そして、これからの自立支援をどのように考えているか調査し、施策や実際の施設での自立支援に反映していく必要がある。

【主要参考文献】

- ・ 岩崎美智子「子どもの『自立』に関する一考察—児童福祉法と関連分野の概念規定をめぐって—」東京家政大学『東京家政大学研究紀要. 1, 人文社会科学』第49集1巻、2009年、pp. 35-42。
- ・ 岩永君也「占領初期のPHWの児童福祉政策構想：厚生省児童局の設置過程を通して」一般社団法人日本社会福祉学会『社会福祉学』第42号2巻、2002年、pp. 9-10。
- ・ 北川清一編『児童福祉施設と実践方法—養護原理とソーシャルワーク』中央法規出版、2005年。
- ・ 自立援助ホームハンドブック製作実行委員会編『自立援助ホームハンドブックさぼおとGUIDE』自立援助ホーム協議会、2011年。
- ・ 村井美紀・小林英義編著『虐待を受けた子どもへの自立支援—福祉実践からの提言』中央法規出版、2002年
- ・ 望月彰『自立支援の児童養護論』ミネルヴァ書房、2004年。